

『天和笑委集』の諸本と成立について

有働 裕

井原西鶴の『好色五人女』（貞享三年（一六八六）刊）の巻四「恋草からげし八百屋物語」を論じる際に、お七についての実説を知りうる資料として常に注目されてきたのが、『天和笑委集』である。著者未詳の写本として十数点が現存しており、貞享年間の成立ではないかとされてきた。

しかしながら、登場人物の言動があまりに詳細に記述されており、また、語り口は饒舌かつ奔放である。その作爲的な不自然さについては丹羽みさと氏によって既に指摘されており（注1）、さらには矢野公和氏によつて、宝永三年以降に上演された八百屋お七物の歌舞伎・浄瑠璃の影響を受けたものではないか、との推定もなされている（注2）。

本稿は、それらをふまえて、『天和笑委集』の諸本とその内容とを考察し、現存するものはいずれも柳亭種彦が筆写したものを祖本とするものであり、お七の実説を検討する際の

資料とはなりえないことを示す。

なお、そのことが「恋草からげし八百屋物語」の理解とどうかわるのかについては別稿にまとめたので、そちらをご参照いただきたい（注3）。

一、『天和笑委集』の現存諸本

国文学研究資料館の「日本古典籍総合目録データベース」に、本書の所蔵は以下のように記載されている。

【写】国会（八卷八冊）、静嘉堂文庫（天和笑委集第九抜書を付す、四冊）（三冊）、宮書（二冊）、慶大幸田（六冊）、東大酒竹（翟巢雜纂五五・五七）、東北大狩野（増補本、六冊）、都史料（三冊）、岩瀬（六冊）、高木（天保七写三冊）【複】（活）新燕石十種五

茨城大菅、第五〜八存

『新燕石十種』巻五（中央公論社・昭和五十七年）に収められているのは国立国会図書館本の翻刻である。

一部未見のものもあるが、現時点での奥書等についての調査結果を、「日本古典籍総合目録データベース」の記載順に、以下に報告する。いずれも大本の写本で、外題内題ともに「天和笑委集」。完本は全十三巻。各本に朱筆による書き込みがみられ、その箇所と内容とは多少の異同がある。

(1) 国立国会図書館本（三冊）

以下のような奥書を有している。他の本のものとの比較のために、便宜上Aと呼ぶことにし、四つに分けてそれぞれA

①〜④と示すことにする。

A ①

此書は武蔵あぶみにならひて作るものか 六之巻堺町の条は江戸嘶よりくはし

八之巻不忍池上野の花見の条は紫の一本に似てをかし

此双紙もうたがふらくは茂睡の作か

天和火災の刻あらましを書記して貞享年に浄書のとき所々増補せしものなるべし

文政癸未二月廿五日

柳亭種彦

A ②

可惜二ノ巻ヲ闕おきなはんとすれど類本なし

〔後捕ヒテ全備セリ〕の朱の頭書あり

天保九戌年六月 柳亭先生蔵出ヲ写 豊芥文庫に納

A ③

文久三年癸亥正月、流覧一過、

江戸書僮

法斎悟一 桜井蛙磨

A ④

同年十月中浣一校了

男 左七活東子

此天和笑委集前三冊ハ小宮山南梁翁ヨリ譲與セラレシ本也 後三冊ハ堀越痴仙翁ノ蔵本ヲ借覧シテ之ヲ補写シ全部完全ノモノトナセリ

明治廿九年二月廿三日起筆三月三日終業 知味齋主人

(2) 静嘉堂文庫本

静嘉堂文庫には二種の写本が収められている。仮にこれを甲本・乙本として区別することにする。

・静嘉堂文庫本甲本（三冊）

以下のような奥書が付されている。国会本と同文の部分は記号で示し、省略した。

文政癸未二月廿五日 柳亭種彦

+

A ②

+

A ③

・静嘉堂文庫本乙本（四冊）

外題は「天和笑委集 江戸火災記」。巻四、巻十には省略部分が多く、朱書きでその梗概が記されている。

第一巻冒頭の総目録の後に次のような附記がある。以下、この文章をBと呼ぶことにする。

此書は天和二年の大火此事を委しく誌したもにて 同年十一月廿八日川田ケ窪より出火 芝の海浜三田麻布に至る

同十二月廿日再び駒込大圓寺より出火して靈巖嶋本所深川に至る この火事を世にお七火事と云八百屋の娘お七か付たるは此火事ならず 大圓寺の火事に其家焼けて寺院へ立退美少年に通して后翌年の春八百屋の家普請成て後近隣の町屋に火を放ちしかと 事ならずして消たる由也

末にお七顛末をも合せしたり

石塚豊芥子の蔵本もて是を模写せり

(3)宮内庁書陵部本（二冊）

第一巻冒頭の総目録の後に附記Bが記載されており、奥書はA①のみである。

(4)慶應義塾図書館幸田文庫本（六冊）

都合により、第六冊（巻二・二三）以外は未見。

奥書は国立国会図書館蔵本と全く同じ（A①～④）。本文中の朱筆の書き入れも国会本とすべて一致している。

(5)東京大学図書館洒竹文庫本

未見。

『東京大学総合図書館連歌俳諧書目録』（東京大学総合図書館編纂・東京大学出版会・昭和四十七年）「附録1」には先のように記されている。

翟巢雜纂 斎藤月岑編 中写欠七一 洒 二四七二
一、学談敗鼓 ……（中略）…… 五五、天和笑委集 五六
天和笑委集五七 天和笑委集 五八、八百屋於七の考
……（以下略）

(6)東北大狩野文庫本（六冊）

奥書は以下の通り。

A ①

+

A ②

+

A ③

(7) 東京都公文書館本 (三冊)

奥書に「明治四十四年六月以帝國図書館本謄記」とある。

(8) 西尾市立図書館岩瀬文庫本 (六冊)

未見。

「西尾市岩瀬文庫古典籍書誌データベース(試運転)」によれば、六冊で、末尾に

A ①

+

A ②

+

A ③

の「元書写校合識語」がある

(9) 高木文庫 (家蔵日本地誌目録 (高木利太 による) 本

未見。「国書総目録」所蔵者「一覧」によれば、高木文庫の

蔵書は、現在は天理大学附属天理図書館の所蔵となっているが、未確認。

高木利太『家蔵日本地誌目録 (正編)』(高橋印刷所・昭和

二年、国立国会図書館デジタルコレクションによる)に次のように記載されている。

天和笑委集 写本十三卷 大本

著者年代とも不明

天和二年から同三年にかけて江戸を襲ふた大火の数々を記し、且これに関連した種々の見聞談がある、中にも第六巻類焼を免れた芝居の話、第八巻不忍新道名所物語にある上野の桜名所、第十一、二、三巻の八百屋お七生田庄之介恋物語など他の江戸俗談と異なつたところがある、本書の概要は柳亭種彦の奥書によつて略ぼ知ることが出来る。

此言は「武蔵あふみ」にならひて作るものか六の巻堺町町の條は「江戸咄」よりもくはし八の巻不忍池上野の花見の條は「紫の一本」に似ておかし此草紙も疑ふらくは茂睡(戸田)が作か。

天和火災のみぎり書記して貞享年に浄書するとき所々増補せしものなるべし可惜ニの巻を闕くおぎなはんとすれども類本なし。

文政癸未二月廿五日 柳亭種彦

尚家蔵本は天保七年の写本で左の奥書がある。

此書為東都柳亭翁所蔵、予友笠亭仙果子入翁之門、学稗史之体裁、嘗遊東都借此書於翁示予、予乃請令筆耕写之、永胎之家云。

天保七年丙申三月十九日、校讐加筆了、古今園泥江 亀壽

以上の通り、A ①とほぼ同文のものに、天保九年に筆写した際の奥書を加えたものである。

⑩次城大菅文庫本

巻五・六・七・八のみの端本。合一冊。識語・奥書等はない。全体に筆跡は粗雑に感じられ、所々省略されている章段がある。現存部分の本文を見る限り、国会本との特別な異同は見られない。

以上、一部未見のものもあるが、現存の『天和笑委集』はいずれも柳亭種彦による筆写本の後嗣であると判断してよいであろう。

二、現存本の概要と成立

実録的な性格を有する写本としては当然のことではあるが、本書は何段階かの加筆・修正・増補を経て現存の形態になったものと思われる。諸本間の本文の異同もほとんど見られないので、ここでは国立国会図書館本を対象にその概要を示し、増補の過程を推測してみたい。

後掲の『『天和笑委集』概要』に示した通り、本書は巻五までと巻六以降とは、その内容・文体にかなりの差異が見られる。また、巻六以降においても、巻によってその性格が異なっている。以下七点に整理して述べる。

①天和二年（一六八二）十一月および十二月の火災についての記録は、巻五において被害の全容と事後処理とを書きと

どめて、ひとまず完結している。

②巻六の全丁が焼失前の芝居町に関する内容で占められ、「頓敵昔語」と称される特異な語り口は、巻五以前には全く見られないものである。

③巻七と八の前半は各章の記述量が少なめになり、先の大火の後の世相の変化を翌年（天和三年）の二月ごろまで順次述べている。

④巻八の「湯島あき地新馬場之事」の記述から、貞享元年（一六八四）以後少なくとも数年を経てこの章が記されたものと推測できる。

⑤巻四に記された牢屋奉行の石出帯刀の逸話が巻九にも再出。しかもそれは浅井了意の『むさしあぶみ』（万治四年〔一六六二〕刊）に記されているものである。巻四と巻九の執筆者が同一とは考えにくい。『むさしあぶみ』の利用は巻十にも見られる。

⑥巻九・十には世相や幕政に対する批判的な筆致が目立つ。戸田茂睡の『御当代記』に通じる趣がある。

⑦巻十一・十二・十三はいわゆる「八百屋お七」事件の顛末を記した独立した物語となっている。

以上のことから、本章は貞享年間以降に数段階にわたって、何人かにより増補されたものと推定できる。もちろん、加筆修正は全体にわたって増補のたびになされていったと思われる、前の方の巻が古い形態をそのまま残しているとは必ずし

もいえないだろう。とはいえ、巻五までの原形にあたるものが比較的早い時期（天和・貞享年間）に執筆されたものと思われる。八百屋お七に関する記述については、『好色五人女』の刊行以前に成立していたとは考えにくい。その文体に演劇的な要素が強いことから、矢野氏が指摘された通り、宝永以降に上演された八百屋お七物の歌舞伎・浄瑠璃の影響を受けて増補されたと考えるのが妥当であろう。

三、結語

『天和笑委集』は、信憑性を疑問視されながらも、八百屋お七の実説を伝える可能性も無視できないとされてきた。その理由の一つに、巻十に記された二人の放火犯、春と喜三郎のことが、『御仕置裁許帳（近世法制史資料二）』にも記されているということがあった。すなわち、以下の記述である。

壹人女はる

是ハ赤坂田町三丁目次兵衛店新右衛門下女、此者去ル十八日火を付申候を、致穿鑿候處、一昨廿日右之段致白状候由、次兵衛、新右衛門召連来ル付、致詮議候處二、真木之燃杭を持、雪隠え火を付申候、同類も無之、主え遺恨有之候て付候にても無之、物取候二付候にても無之、不斗火付申度存、付候由申二付、籠舎、右之者、亥二月九日於浅草火罪、

壹人喜三郎

是ハ浄光院門前梅軒召仕、此者主人之家え火を付候付、穿鑿之内、評定より籠舎、右の者、同亥三月廿九日火罪この二人については、ともに実在した放火犯だと考えてよいであろう。おそらくは、何らかの記録に基づいて、『天和笑委集』巻十の二章は執筆されたものと考えられる。しかし、それゆえに八百屋お七の記述も、同様の記録に基づいていると考えるのは早計であろう。

注目したいのは、『御仕置裁許帳』は春の処刑の場所を、浅草（小塚原）としていることである。これは、日本橋を境として北で起きた事件については浅草で、南で起きた事件については品川で処刑するという当時の慣習と一致している。しかし、『天和笑委集』は春もお七も品川（鈴ヶ森）で処刑されたとしている。増補執筆者が『好色五人女』の影響下に創作を加えたことが露呈していると見てよいのではないか。

さらに、喜三郎については、巻十ではあえて処刑までは記さず、巻十三でお七とことばを交わし、同時に処刑されたことになっている。「恋草からげし八百屋物語」のお七に不幸な身の上の少年を絡めて、その悲劇性を高めようとしたものと考えられる。

喜三郎について記した「喜三郎賢心を不知事」は、巻十の中で最も記述量の多い章である。この章あたりから、後の増補者の手による、いささか冗漫で荒唐無稽なお七の物語は始

まっついていると考えてよいであろう。

注1 丹羽みさと『天和笑文集』の特徴―「八百屋お七」を中心に―、『立教大学日本文学』第八十九号・二〇〇二年十二月。

注2 矢野公和『八百屋お七』は実在したのか、『西鶴と浮世草子研究 Vol.4』笠間書院・二〇一〇年十一月。

注3 拙稿「お七」再考、『文学・語学』（全国大学国語国文学会）二一五号に掲載予定。

付記

本稿の執筆に当たっては、各図書館・文書館から閲覧および写真版による確認等において、多くのご配慮を頂戴した。記して深謝申し上げる。

なお、原稿提出後に、丹羽みさと氏が既に『天和笑文集』諸本の精緻な書誌的報告を博士論文においてなされており、その刊行も予定されていることを、御本人から御教示いただいた。丹羽氏の原稿に比すれば、本稿の報告は兎戯にも等しい。調査の不備を深く恥じるとともに、丹羽氏の著書の日も早い刊行を期待している。

(うどう・ゆたか 本学教授)

		二		一		卷	「天和笑委集」概要（国立国会図書館蔵本による） 一丁九行
						章段名	記載内容要旨
紀伊殿江上使之事	忠明就役儀諸家臣 江下知有次第、 又内行跡之事	御はたもと衆の事	諸大名名寄の事	豊昌増上寺ふせぎ 給ふ事	薩摩州家臣働之沙 汰	不慮之失火悪風の 灰燼	天和二年十一月二十八日辰の上刻、四谷北の河田窪原町の通世者の草庵より出火、多数の武家屋敷を焼く。諸大名の家臣が見事な火消し衣装で奮闘するが強風のため被害甚大。賢君槽に出てこれを見て驚き、諸大名に助勢の御奉書を下す。
紀伊殿江上使之事	極月朔日、大御所が上使をもって二万兩を紀伊中納言に下賜したが、辞退した。	この度随一の働きをした酒井河内守忠明が、久貝忠左衛門という火消の名人からその極意を教わり、二世のさかづきを交わしていたこと。家臣大塚又内の普段の言動が質実剛健そのものであったこと。	被災した大名衆の名を列挙する。尾張中納言以下、二十四大名。	増上寺の火消し役であった松平土佐守豊昌は、普段から手勢に火災時の心得などをよく説いていたので、今回の火事でも増上寺を無事守り抜いた。しかし誰も屋敷を守らなかつたため、先祖代々の家宝などはすべて焼失した。	松平薩摩守屋敷は三方から火が迫つたが、鳥津武士が焦熱地獄のなかで果敢に働いたので無事。また、協力した商人・職人らの名を帳面に記し、翌二十九日に返礼として白銀一枚を与えて評判となった。	酒井河内守忠明は町小路の火消の役儀を賜っていたが数百人の手勢を率いて紀伊中納言中屋敷へ向かう。赤坂あたりは新堀の河岸へ、そして三田町通り、札の辻を焼き尽しつづ、浜面の波打ち際に亥の下刻によく消えた。	酒井河内守忠明は町小路の火消の役儀を賜っていたが数百人の手勢を率いて紀伊中納言中屋敷へ向かう。赤坂あたりへ取め、貧者は家財道具を運び出す。諸大名の北の方も賤しい乗物で逃げ惑う。酒井河内守は厳しく家臣に下知を下して類焼を防ぐ。その中で大塚又内が勇猛に活躍。
	歌も挿入。	巻一の二と人物が重複。文体は会話や装飾が多く冗長で、これまでの記録体とは異なる。和歌も挿入。	名前のみ記載。	土佐守は「あつばれ武勇の大將」ながら「いたはしき事共也」。	鳥津武士の「いともおかしげなるなまりごへえ」。	尾張中納言上屋敷、紀伊中納言中屋敷など被災。	「大名之北の方」の混乱の様子「見るも中々浅まかりし。忠明は「ゑとたのもしき將」。
5	172	38	14	58	80	59（一章を除いた本文の行数。以下同）	甲府宰相屋敷は風向きが幸いして焼け残る。

	卷	章段名	記載内容要旨	二	三	四	四	二	三	四	四	二	三	四	四																
	二	土佐守へ御はうびたまはる事	自らの屋敷をかえりみず、増上寺を守った働きにより、松平土佐守へ上使をもつて黄金千枚が下賜された。	酒井氏同頂戴之事	酒井河内守へも、君はその忠義を賞して、上使をもつて時服を下す。信賞必罰。天下泰平。	「天下泰平、国家安全」を強調。和歌あり。	5	大火出所類火之部	極月二十六日より大風、二十八日辰の下刻に本郷森川宿大門寺より出火、本郷の武家屋敷を焼き尽し、神田、下谷、谷中、三崎の町屋も続々と焼ける。東叡山あるいは湯島天神に避難者が集まり大混乱。下谷池端に久しく住む商人は湯島天神に祈願したり罵つたりしながら避難して助かるが、商売を再開すると「皆いつはりのそら事」と言う。	庶民の混乱ぶりを、会話を交えて事細かに記しており、記述はやや冗長。後半の一人人のエピソードもかなり具体的で詳しい。	10	神田大明神来由之事	神田大明神に達した火は、神主の家や鳥居を焼いただけで、本堂その他はそのまま残った。本社はそもそも平将門の霊を鎮めるものであり、本地は大日如来とも国常立の尊とも。	明神の由来の方が多くの分量を占めている。結びは「後人の加筆を待者也」。	46	稲荷大明神奇瑞之事	不忍池の水際を伝わった火は黒門方面に向かったが、稲荷大明神の社僧が一心に念じると止まり、数千件の氏子が救われた。	社僧の祈祷の言葉が長文で詳しく記されている。	52	諸方の火一所にやけ続事	稲荷前から吹き戻された火は広小路を経て柳原まで焼いた。はたご丁の火は下谷からの火と一つになって壮麗な美観を誇った藤堂和泉守上屋敷を焼く。その他の大身の大名屋敷を焼き続け柳原、表河岸裏河岸、立町横町を経て浅草通町を類焼し、隅田川に達して鎮火。	「新日暮の御門」と俗称されていたなど、火災以前の藤堂和泉守屋敷の壮麗さを強調。	29	下町類火之事	御茶ノ水から材木町・真木河岸に達した火は柳原の堀を超えて旗本屋敷や筋違い橋御門を焼く。西は白金町土手、東は柳原の土手の諸職人の細工所へ至る。そこは門松を売買する地で、武家・商人・貴賤老若が押し寄せて多数の死者、浅草橋等五つの橋が焼け落ち、行き場を失い川に入り凍える者も。数百艘の船を出して避難しようとしたが、潮時が悪い上に重くなった舟は動かず、そこへ火が移る。横一丁、縦一丁の柳原土手は地獄の様相。翌二十九日の土手の様子は戦場に等しく、家族を訪ね歩く人も多かった。中に大切に育てた養子も失った哀れな夫婦も。	記述量が多く描写も詳細。翌日の柳原の様子や、十二三まで育った養子を失った夫婦の嘆きなど、筆者が直接聞き書きしたものと思われる。	151	上寺町類火之事	浅草橋の御門、寺町焼け、寺僧は逃げ惑う。弥勒寺は真言の道場で朝鮮人來朝の折の逗留地にもなった美々しい寺だが焼失。	仏教者の愚俗さに対しかなり批判的・嘲笑的な筆致。	54

		四		五		卷	
		章段名		記載内容要旨		備考	
寺社	町小路	寺院	町々焼失大河飛行の事	本庄・深川の沙汰	是より諸はたもと中	寺院名のみを記す。	行數
	処々においてやけうせける橋	「大圓寺：妙蓮寺 以上」	大門通の火は堺町に移り芝居小屋を焼く。新堀の河岸から大河をやすやすと飛び越えて三ツ又の小島へ移り、大名屋敷・商家を焼く。靈巖島の裏町は残らず焼失。	浅草御門の火は町屋へ移り、隅田川をやすやすと飛び越して回向院本堂へ。住職は志深き入で経を唱え続けたが寺中の人々に担ぎ出される。広がった火は材木町、よし町から深川に及び、靈巖島を焼き尽し、多くの寺や武家屋敷から洲崎の茶屋町、八幡社を焼く。燃え盛る火で武蔵廿四郡は日中のごとくし。	「渡辺虎之助：牧野兵部少輔、以上、此外小身小知之輩数千件ありといへども、委細分明ならざるがゆゑに、筆を略して如件」	旗本の名のみを記す。	18
	「筋かい橋、かり橋：わざくれ橋、伊町にて無名橋一つ：以上廿一橋の名、さだかならざる故に、爰を略す」	「追分町より森川宿まで四丁：助衛門町、以上右大がいのごとし：委細筆を略す、こひねがはくは後人の追加をのみ」	白金土手を越えた火は日本橋へ。大御所は諸大名に助勢の御奉書を次々と出す。従わない武家はなかつたが火勢を前に手が出せず。土手より南の町人は鎌倉河岸に殺到。常盤橋御門は閉鎖、火消の武將の必死の働きにもかかわらず江戸橋・あらめ橋は焼け落ち、火は日本橋北表の堀端で止まる。鎌倉河岸の避難者の家財道具に火が燃え移り、大惨事。そこへ本町一丁目から米打ち杵一つ持ってやってきた清貧愚直の男、戸棚を壊して中の金銭を取り出そうとする富商たちに杵を貸し、たちまち礼金二百両を得る。生国に戻って土地を買い百姓となった。	「松平加賀守：酒井因幡守、以上」	「筋かい橋、かり橋：わざくれ橋、伊町にて無名橋一つ：以上廿一橋の名、さだかならざる故に、爰を略す」	寺社の記述は四行。残りは雑多な被害状況を記し、先の章と重複するものあり。あるいは遺漏をまとめたか。	5
	「一、町年寄三人：都合四十七しや」	「二、町年寄三人：およそ此時焼失しける道の程、算数の達人かんがへ見る所、横は、老丁にして、たての長さは拾参里八丁と、かんがへ見けるといふ」	米打ち男の話は、後日付加されたものではないか。「是ひとへに、かれが心清浄にして、無欲堅固なるゆゑ」とある。	回向院住職の記述の分量多し。 焼失した大名の列挙は本来なら別の章とすべきところ。	「追分町より森川宿まで四丁：助衛門町、以上右大がいのごとし：委細筆を略す、こひねがはくは後人の追加をのみ」	町名のみを記す。	29
							10
							44
							150
							27
							9
							136
							27

卷		五		六		七	
章段名	記載内容要旨	備考	行数	章段名	記載内容要旨	備考	行数
谷の御蔵焼失之事	同朋町矢の御蔵、十二の内九つ焼失。正月四日まで消えず。焼け跡の安い米を人々買いあさる。	「富さかふる近郷の土民等、もとめて下人の食物としけるゆゑ。」	10	於所々焼失焼死人数之事	御番所の帳面に記された死者都合二百八十三。しかし武家ではお上の咎めや世のあざけりを恐れて被害を届けず。実際は千人に上るか。	後半で無常観を吐露。	21
土蔵、穴蔵之數	諸大名、諸はたもと、神社仏閣、職人、商人らの土蔵、二千七百餘焼失。大名秘蔵の家宝も「あきらめがたくむ、おもひくるしむのみ」		13	諸色高下之事	米、油、雑穀などあらゆるものの値段が五割七割増し、あるいは倍になる。諸人苦しむ。職人は手間賃を高くしたが、御詮議により二割増しと厳しく定められて、類火の輩は喜ぶ。往來には諸色売物の高値を戒める高札、火付けの仲間であつても密告すれば許すとの高札が立つ。	「あはれ道ある世の中なりけり。十一月の火災の事後処理までを述べ、ひとまず完結した形になっているように思われる。	46
御役船、仮橋御厚恩事	橋が焼失したことに付け込んで、船賃を法外に高くして稼ぐもの多数、罪人として捕えられる。大御所は御用木を用いて仮橋を造らせ、早いものは正月三日から使用。			類火に芝居はなかりける沙汰、并頓敵昔語	筆者が焼け跡となつた堺町へ行き、そこで友人から焼失以前の堺町ふき屋丁の芝居町の華やかであつたありさまを頓敵（軽口）にて語るのを聞き、変わりが果てた様子を嘆く。	一卷が一項目のみで成立。軽口調子の語りを開き書き、しかも焼失以前のことが大半。文体・内容ともに異質。	318
あき店はんじやうの事	多数の人々が家を失つたため、焼け残つた空店が高騰。三步一兩だったものが二三両以上に。命を落とさなくとも費えは増えるばかり。	以下、一章あたりの記述量が少なめに。	9	仕合第一湯屋風呂屋	最も儲けたのは湯屋・風呂屋。六銭八錢に定まつていたものが三十五文十文に。諸人埃にまみれとなる。	風呂代の高騰。	7
まんさいうれひの帰国	例年正月に江戸に下つて来る三河万歳の者共、飛脚から惨状を聞いて小田原から引き返す。欲を出して江戸に来た者も、空しく帰国。	三河万歳。	31	火玉雲中を飛事	十一月二十七日の夜、光物が北より南へ飛ぶ。凶兆であつたか。	火災の子兆。	10
那須氏火災を通れたまふ事	那須遠江守屋敷は湯島に近く明神下にありながら無事。当主の仁徳ゆゑの幸運か。		32	改春先規に不似事	新年の祝いの式法が乱れ、五か日は閑寂。七草ごろから例年通りに。		11
悪説為二諸方の難儀事	正月半ばになつても世情不穩。商人職人は武家屋敷への出入りを止められ困窮。		14				

八		七		巻
章段名	記載内容要旨	備考	行数	
湯島二度焼失の事	湯島二度焼失の事	正月十八日は明暦の大火から二十七年にあたり、諸人不安の中、湯島五丁目の焼け跡より出火。ようやく雨露をしのいでいた商人らが再び焼け出された。火消の輩の防ぎで大事に至らず。	33	
加賀寺失火之事	加賀寺失火之事	正月十七日北風強く、諸人不安を抱くところに柴井の里松平加賀守下屋敷より出火。大身の大名だけに、自力で消火	14	
谷中焼亡之事	谷中焼亡之事	正月二十二日夜、三崎より出火、谷中をさして燃え広がる。東叡山が近いため、諸大名馳せ集まって素早く消火。この時焼失したのはいずれも日蓮宗の寺院。	27	
四谷塩町より牛込に焼通る事	二月六日、にわかには南風が吹く中、四谷塩町から出火。尾州中納言上屋敷を焼き、酒井帯刀屋敷を限りに治まる。		23	
同夜白山失火	二月六日夜、白山材木町より出火。先の大火の火元でありながら被害の少なかった大円寺が全焼。「一々しるすべかりしかども、思ふ子細」あつて筆を置く。	大円寺を恨んだ者による放火を暗示か。	12	
所々の火災大概を記	戊の霜月上旬より今夜二月中旬まで、江戸では火事のない日はなく、諸人不安に遇ふ。		9	
町小路火の見やぐらを上る事	御公儀の触れにより、強風の火は屋根に人を上げて見晴らせること、町中一丁に二か所ずつ火の見櫓を設けることを厳命。	火の見櫓の設置。	10	
無災評定相極事	賢君は、御三家、執権、老中、若年寄、御側衆、寺社奉行、物頭、諸役人、両町奉行を召し出して評定、不忍池の汀に幅広い新道を設けることを決める。	不忍池新道の敷設。	22	
不忍新道名所物語	その風景・珍景の数々。弁財天・蓮・桜・花見の人々・儒者・法師・俳諧師・女性・若衆・一家総出のぞめき・浪人ら―の賑わい。	軽口調での事物羅列。文体は特異かつ冗長。「東国無双の珍景」。	192	
湯島あき地新馬場之事	三十年來都合三度の大火からの反省で広小路が設けられる。八月晦日を期限にこんやく町、天神の裏、神田直筋かい橋、須田町あたり一面空き地にある商人が貞享甲子の年に畑作をはじめてから次第に開ける。	広小路の敷設。この記事の執筆が貞享甲子（元年）の後であること明白。	33	

卷	記載内容要旨	備考	行数
九 章段名 白銀町新堀之事 寺町五ヶ寺他所にうつす附五僧訴の事 法禪寺とんせいの事 新道通なき事 谷ノ御蔵御やうがい の事 処々替地之事 寺院破却之事 帯刀仁愛科人帰宅之事	<p>先の酉の年の火災以来、松平伊豆守のはからいにより、鎌倉河岸から上寺町へ高さ二丈四尺の土手が築かれ、防火の役割を果たしていたが、今回の火災はそれをやすやすと越えていった。老中諸役人の沙汰により、土手北に横幅二間の堀が鎌倉河岸から浜町まで掘られたが、これについては「未だ是非分明ならず」。</p> <p>上寺町に連なる五寺院、悪行度重なるため、寺社奉行より雑司ヶ谷への移転を命ぜらる。数度にわたり奉行に訴えるが、奉行に道理を説かれて斥けられ、最終的には、本誓寺・法禪寺・雲光寺・弥勒寺は深川霊巖島、願行寺は本所深川へと移転。</p> <p>法禪寺の住持は高徳の僧であったが、移転を機に通世を決意、書置きを残して一人寺を去る。「其物語を我」は百日後に小石川あたりで友人から聞いた。</p> <p>町中新道も松平伊豆守の考案で酉の火災後にできたが、商家が軒を並べて道を狭めてしまったため、御詮議により焼跡の新道は前後をふさいで住民を追い出した。</p> <p>横山二丁目は、西側を残し東側の家屋を取り除けて広小路とした。谷ノ御蔵へ類火が及ばぬ配慮である。本両国橋から横山町、どうぼう町かり橋まで幅二間の堀を通して隅田川の水を通わせた。</p> <p>湯島六丁目、地獄谷をはじめとする土地の替地として、佐竹石京大夫中屋敷、松平越前守中屋敷・松平加賀守中屋敷、上寺町五ヶ寺跡が与えられ、にぎやかな商いの町となった。</p> <p>五十年以来建立の寺で焼け失われたものは建立を許さず、残った寺も一代で破却せよとの仰せ。多くの僧は路頭に迷い、通世修行にでるやら、還俗するやら。僧の墮落ぶりが御上に聞こえたことによる処置。</p> <p>石出帯刀、牢屋の科人を情によつて放つ。放たれたものの中の伊豆の者と駿河の者、逃亡せんとして大磯まで来たが、伊豆の男は改心して江戸へ戻ったので帯刀に罪を許された。駿河の男は故郷に戻ったが人々に疎まれて捕えられ、江戸に連行されて小塚原で処刑された。</p>	<p>文末には、新堀設置に対する不信感が含まれているか。</p> <p>寺院の墮落ぶり、寺社奉行の知恵と毅然たる態度が印象的。</p> <p>「我」（筆者）が知った経緯までを記す。</p> <p>幕府の政策による寺院破却、僧の墮落ぶり。</p> <p>石出帯刀については巻四の記事と重複しているが、「むさしあぶみ」の記述によるか。</p>	21 9 5 10 47 118 21

卷	章段名	記載内容要旨	備考	行数
十	木幡氏現在六道物語 世人の囃凶と成事	火災後に筆者が京の北野天満宮の茶屋で出会った諸国行脚の僧の話。僧は、武家に生まれたが浪人の後商人となり、木幡甚七と名を改めて平安に暮らしていた。天和二年十二月二十八日の大火に罹災し、目前に六道を見たことで無常を感じて出家したという。火災による焦熱地獄、焼け出されたのちの鐵鬼道 諸大名の館から解き放たれた馬が市中を駆け巡る畜生道、盗難・殺人が行く修羅道、類火を幸運に殺した人たちの人道、將軍をはじめとする諸大名が變らず繁榮する天道であると語る。	聞き書き形式による長文。武家に対する批判的感情が読み取れる。 「むさしあぶみ」の、衆斎房が江戸から来た小間物売りと北野天満宮で出会い話を聞くという趣向と類似、六道巡りも「むさしあぶみ」に見られる趣向。	114
殺生一子に報ふ因果物語	悪党誅罰軽重不同事	赤坂田町の商人にいた春は評判の良い奉公人であったが、「さりがたき業因」のため、初春の日数も立やらぬ夕暮に放火をして捕まった。各所に面をさらし、品川鈴の森にて火刑。常州の山里の農民であった父親が、利欲におぼれて鳥獸の殺生を好んだ報いだという。	大火前の凶兆となる流行語 八百屋お七とも類似した、少女による放火事件。孝行の強調。	40
玉作籠死、附鈴森に送事	悪党誅罰軽重不同事	七人の放火犯が二月十六日に江戸市中を引き渡され、二十七日に至るまで五か所の辻に面をさらし、千住小塚原で処刑されたとする。その内訳は、斬刑四名、はり付け二名火あぶり一人であったとする。	大火犯の誤認逮捕に対する批判か。	53
士商四人誅罰之事	悪党誅罰軽重不同事	玉作兵右衛門という浪人が、一人の目の明しの訴えにより放火犯として捕縛。しかし犯行を否認し証拠も不十分であったために、兩人ともに入牢となる。玉作は、「たび縄目のはぢめにけがれ、悪名をうけたる身」と、恥辱に耐えきれず舌を噛み切って自害。真相不明のまま、遺体は三日間さらされ、引き渡しの上品川鈴の森で鐘通しの刑に処された。	「追てかんがへ記すべきものなり」と結ばれている。これも捜査への不審か。	47
		本間小兵衛と森伝右衛門という素行の悪い浪人が、窃盗目当てで放火を試みて捕縛。また、雷電七郎右衛門と八蔵とが彼らの手下として同時に捕まったが、その罪状は「いまだ是非分明ならず」。		17

巻	章段名	記載内容要旨	備考
十	喜三郎賢心を不知事	喜三郎は、京西陣の生まれ、賢い美少年であったが、貧しさのため十一歳で江戸小石川の薬師のもとに奉公に出された。その三年後の二月下旬、喜三郎は主人の家に放火をし、近所の者に捕えられる。主人は、幼い子供の火遊びに過ぎないとかばうが、いつしか噂になって広まり、評定所へ訴えられてしまう。そして、老中・寺社奉行・両町奉行など出席の評議となり、なぜ放火への恨みから放火したと白状した。哀れな身の上に同情してみな涙を流したが、その罪は明白でどうにもならず、獄屋へ送られて処刑を待つ。	幼い放火犯に極めて同情的。老中・奉行まで不自然とも。放火取締の厳しさへの揶揄か。
一十	七生田密契約之因縁、并後知らぬよるこび	森川宿の八百屋市左衛門には二男と一女七がいた。七は智恵すぐれ思慮深く、親孝行で類もなく美しい十六の娘となった。両親はよき婿を迎えることを楽しみにしていた。極月廿八日の大火で正仙院に避難したが、その住持龍愛の十七歳の美少年生田庄之介はお七を見初め、七の女中雪を仲介に文を送った。最初は拒んでいた七であったが、繰り返して送られてくる文と雪の説得により心を動かすようになる。寺中の者が寝静まった深夜、雪の手引きで二人は一間で二人はぎこちなくも逢瀬を楽しむこととなる。	以下、八百屋お七に關する内容。 手引きの雪が重要な役割。あまりに初心で何の行動もできない二人を積極的に導く。 庄之介は住職の寵童という設定。
二十	七浅痴あやまり、付自業自得果	初めての逢瀬の後、互いの思いは高まるばかり。雪を仲立ちとして夜毎に会っては枕を並べるようになっていたが、やがて本郷の新宅も整い、別れて暮らすことになったが、文を交わし続け、時には庄之助が忍んで森川宿を訪れてもいた。お七は両親への孝心との間で迷い苦しみつつも、弥生二日に庄之助への逢いたさから放火をするが、すぐに見つかり奉行所に連行される。不審に思いつ放火の理由を尋ねる両奉行の前で、庄之助に類が及ぶのをさけるため、あえて狂乱の体を演じ、火刑が確定する。ゆきがこのことを庄之助に知らせると、自ら奉行所へ行き罪せられようとするが、ゆきにとどめられ、庄之助は出家してお七の後世を弔う決心をする。	お七と庄之助は、人目を忍んで、何度も逢瀬を重ねる。 お七の孝心が話の流れからは不自然なほどに強調。 庄之助は事態を知り、潔い行動をとろうとする。
		三月十八日の曙、喜三郎、お七を含む六人の放火犯が牢から連れ出され、多くの見物人の見る中、江戸の町の中を引きまわされる。七は衣装・髪・化粧もひととまわ美しく目立ったが、これは特別の配慮で、雪が準備したものであった。幼い喜三郎とお七があまりに哀れなので警護の侍がお前たちは家に帰してもらえろと言う。信じた二人は喜ぶが、処刑の行われる三月十八日、それが嘘であることを罪人の一人から聞かされ、愕然とする。	雪の配慮により、七は最期まで美しくりしい姿に。
130	316	304	行数

